

兵庫県公報

令和4年7月12日 火曜日 第327号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

- 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） 1
- 道路の区域の変更（同） 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） 2
- 同 上（同） 3
- 同 上（同） 4
- 同 上（同） 4
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） 6
- 同 上（北播磨県民局） 6

病院局公告

- 兵庫県立はりま姫路総合医療センター病院機能評価受審支援業務委託事業者選定に係るプロポーザルの募集公告（兵庫県立はりま姫路総合医療センター） 6

告 示

兵庫県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年7月12日から供用を開始する。

その関係図面は、同月12日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 本郷東浜谷線	丹波篠山市本郷字深山213番22から 同 市本郷字深山213番22まで	旧	10.0から 16.0まで	84.0	
		新	12.0から 26.0まで	84.0	

兵庫県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年7月12日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野藍本線	小野市曾根町字タキガハナ166番7から 加東市厚利字柿木原396番2まで 小野市池田町字聖神334番1から 加東市厚利字柿木原396番2まで	旧	5.0から 27.0まで 4.0から 36.0まで	1,961.0 1,705.0	予定地
	小野市曾根町字タキガハナ166番7から 加東市厚利字柿木原396番2まで	新	5.0から 27.0まで 7.0から 36.0まで	1,961.0 2,853.0	予定地

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン野口ショッピングセンター
 所在地 加古川市野口町坂元字谷田118—3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20—32	多田将一
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20—32	森 崇
梅岡株式会社	姫路市北条口二丁目106	梅岡 豊
- 4 変更年月日
 令和2年9月1日ほか
- 5 届出年月日
 令和4年6月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

令和4年7月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月14日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川水足ショッピングタウン

所在地 加古川市野口町水足560―11ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田卓巳
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本忠久

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田卓巳
外1者		

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田卓巳
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合映治
外1者		

4 変更年月日

令和3年2月26日

5 届出年月日

令和4年6月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年7月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月14日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アイモール高砂ショッピングセンター

所在地 高砂市米田町島字才田42番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
モリス株式会社	高砂市米田町島83番地の1	森本幸吉

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツモトキヨシ中四国販売 外9者	岡山市南区福富西一丁目20-32	多田将一

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20-32	森 崇
株式会社ドリーム	香川県高松市塩屋町14-1	小野兼資
株式会社本多 外5者	高砂市北浜町北脇257-2	本多弘幸

4 変更年月日

令和2年9月1日ほか

5 届出年月日

令和4年6月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年7月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月14日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	ケーズデンキ姫路東店
所在地	姫路市東郷町1452-20
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	井上 亮
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前
(仮称) ケーズデンキ姫路パワフル館
イ 変更後
ケーズデンキ姫路東店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	藤木 保彦
イ 変更後	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	井上 亮
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	山崎 孝夫
イ 変更後	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本 正彦
- 4 変更年月日

平成26年6月23日 ほか
- 5 届出年月日

令和4年6月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間

令和4年7月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和4年11月14日
 - (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町米田字坪内696番1、696番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市別府町別府916番地の1
株式会社サイワハウス 代表取締役 梶原正和
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年2月15日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-34号（3高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市中野町字門ノ下696番の一部、697番1の一部、697番2、697番3、698番1、700番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区江戸町104番地
ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年12月14日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-20号（3加西）

病院局公告

兵庫県立はりま姫路総合医療センター病院機能評価受審支援業務委託事業者選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立はりま姫路総合医療センターの指定場所において、病院機能評価受審に係る支援業務を委託する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立はりま姫路総合医療センター院長 木下芳一

- 1 公募内容
 - (1) 件名
兵庫県立はりま姫路総合医療センター病院機能評価受審支援業務委託事業者の選定
 - (2) 概要
兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける病院機能評価受審支援業務（受審予定：令和5年8月）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。
 - (3) 施設の概要
 - ア 所在地
姫路市神屋町3丁目264番地
 - イ 病床数
許可病床数736床（うち稼働病床数640床）
 - ウ 病棟数
16（うち2病棟休止中）

ただし、契約期間中に、稼働病床数及び病棟数は許可病床数を上限に増えることがある。

(4) 委託期間

ア 令和4年度

契約締結の日から令和5年3月31日まで

イ 令和5年度

令和5年4月1日から同年12月31日まで

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績等のある者

ア 「病院機能評価 一般病院2 機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 2.0」以降のコンサルテーション実績があること。

イ 400床以上の公的病院を含む病院機能評価受審支援実績を5施設以上有し、かつ、精神科病院及び緩和ケア病院における病院機能評価受審支援実績があること。

(2) 許認可等の取得者

本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者等が次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 兵庫県から指名停止措置を受けている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

エ 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立てまたは通告がなされた者及びその開始命令がされている者

オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者又はできない者

カ 国税及び県税を滞納している者

キ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

(イ) 心身の故障により業務を適正に行うことができない者

(ロ) 破産者で復権を得ない者

(ハ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(ニ) 暴力団の構成員等

3 参加手続

(1) 事務局

〒670-0981 姫路市神屋町3丁目264番地

兵庫県立はりま姫路総合医療センター経営企画部経営企画課

電話 (079) 289-5080(代表)

E-mail harima-himeji_hos@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和4年7月12日（火）から同月26日（火）までの午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)の事務局及び兵庫県立はりま姫路総合医療センターホームページ (<https://hgmc.hyogo.jp/>)

(3) 参加申込書及び関係書類

ア 参加申込書提出方法

募集要領に定める様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和4年7月26日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、書留又は信書便とし、受付期間内に必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定めるもの

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

令和4年7月19日（火）から同年8月2日（火）までに、募集要領に定める様式により電子メールで提出すること。

イ 回答方法

令和4年8月4日（木）午後5時までに、全参加者に対し電子メールにより回答する。

(5) 提案書等

ア 提案書提出方法

募集要領に定める提出書類、様式等により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 提出期限

令和4年8月12日（金）午後5時必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類及び資料

募集要領に定めるもの

4 委託候補者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける病院機能評価受審支援業務委託者選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、書類審査及び下記ヒアリングに基づき行う。

(2) ヒアリング（プレゼンテーション）の実施

ア 日 時 令和4年8月29日（月）

実施時間等詳細については、参加者へ別途通知する。

イ 場 所 兵庫県立はりま姫路総合医療センター内

ウ 所要時間 1者1時間程度（質疑応答を含む。）

(3) 委託候補者の選定方法

委員会の選定結果に基づき、委託候補者を決定する。

(4) 当選者の通知

委託候補者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(5) 選定後の取り扱い

委託候補者は、兵庫県立はりま姫路総合医療センター病院機能評価受審支援業務の受託予定者となる。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、ヒアリングを非対面のWeb形式にて実施する場合がある。

5 その他

(1) 留意事項

ア 応募者は参加申込書の提出をもって募集要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

イ 応募に関する費用は応募者の負担とする。

ウ 応募に係る一連の手続きおよび契約に関する手続において使用する言語および通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

エ 提出された応募書類の変更はできないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正はこの限りでない。

オ 提出された応募書類は返却しない。

カ 次のいずれかに該当する場合は、原則として失格とする。

- (7) 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合
 - (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - (7) 募集要領に違反すると認められた場合
- (2) 参加に要する費用
本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) その他
詳細は、募集要領による。